

平成21年 7月16日

各 位

NISグループ株式会社

(東京証券取引所第一部：8571)

子会社による株式会社アガスタ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成21年6月30日付け「子会社による株式会社アガスタ株式に対する公開買付けに関する契約の締結に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株式会社アガスタ（所在地：東京都港区三田二丁目21番6号、代表者：代表取締役社長 鈴木康二、東京証券取引所マザーズ上場（コード：3330）、以下、「アガスタ」又は「対象者」といいます。）の株式を、当社の100%子会社であるNIS1株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）を買付者とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを内容とした契約（以下、「本公開買付契約」といいます。）を締結いたしました。本日、本公開買付契約に基づき、公開買付者において、本公開買付けを開始することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの背景及び目的

当社は、事業者向け融資や不動産ファイナンスなどのローン事業や信用保証事業など中堅・中小企業を主要な顧客層とする総合金融サービス事業を主たる事業として展開しておりましたが、昨今の貸金業に係る法規制の変更や金融危機等の急激な経営環境の変化に対応するため、近時においては、M&Aのアドバイザリー業務、投融資案件のアレンジメントやデューデリジェンス支援及び投資事業組合の運營業務等を中心としたフィービジネスに取り組むなど、事業構造の転換を推し進めております。さらに、かかる事業構造の転換の一環として、新たな収益源を獲得するため、従来より展開していた国内外の中小企業の相互進出のサポートなどの海外事業におけるノウハウ、リソース及びネットワークを活かして、アジア圏をターゲットにした商品等の輸出入の代行をはじめとする貿易事業にも新たに注力しております。

一方、対象者である株式会社アガスタは、海外の中古車販売業者や個人顧客に対してWebサイトや電子メールを利用して品質の良い日本製中古自動車を中心に輸出販売を行っております。「ボーダレスリサイクリング」のコンセプトのもと、必要とされている「商品」や「サービス」を地球というフィールドの上で自由自在に流通させ、国境を越えて効率的に供給する「プラットフォーム」を提供することを目指しております。

現在、対象者は、海外の中古車販売業者から買い付け依頼を受け、日本全国の中古車オークション・中古車販売店等のネットワークを利用して車両を仕入れ、顧客毎の要望に合わせた整備や品質状態に仕上げ輸出するB to B販売事業と、対象者が運営する中古車のグローバルオンラインショップ「PicknBuy24.com」上に、検査・整備・洗浄を終えた自社の車両情報を掲載し、海外の個人顧客にサイト上の手続だけで好きな車両を購入して頂くWeb販売事業を営んでおります。

昨今の中古車輸出業界は、昨年来の世界的な金融危機に端を発した世界的不況、円高の進行、ロシア共和国における輸入中古車に対する関税引上げ等の影響を受けて大変厳しい状況であります。日本中古車輸出業協同組合の『中古車輸出統計』によれば、輸出台数実績は平成21年1月から5月において前年同期比60.1%減と大幅に減少しており、対象者においても受注が著しく減少いたしました。さらに対象者において、主要取引先との取引を停止したことから、対象者単独では売上高及び営業利益の確保が困難な状況となっております。

このような状況の中、当社は、同社の海外事業の展開の促進につながる事業パートナーを模索してまいりました。そして、対象者及び対象者の取締役会長であり筆頭株主でもある江戸みさ氏と協議・検討を重ねた結果、当社が培ってきた海外事業におけるノウハウ、リソース及びネットワークと、対象者が有する事業ノウハウ等を融合することで、当社及び対象者の相互の事業展開を促進し、新たな付加価値を創造することが可能と判断するとともに、かかる融合を迅速かつ効率的に実現するためには、両者がグループとして一体となって、迅速かつ柔軟な意思決定の実現や、対象者における当社と一体となった経営戦略の策定と遂行の円滑な実現を図ることが不可欠であるとの共通認識に至りました。また、当社は、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンを共有する独立企業同士のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」に参加しており、かかるネットワークにおける各企業と当社及び対象者間のシナジー効果についても将来的に期待できるものと考え、今後対象者とともに検討を重ねていく予定です。このような経緯及び目的から、当社は、公開買付者となるN I S 1株式会社を設立し、公開買付者は対象者を完全子会社化することを目指して本公開買付けの実施を決定いたしました。

(2) 本公開買付け後の予定

公開買付者は、本公開買付け後、対象者の経営方針について重大な変更を加えることを、現時点では予定しておりません。なお、当社は、公開買付者、対象者及び対象者の筆頭株主であり取締役会長を務める江戸みさ氏との間で締結した本公開買付け契約に基づき、対象者に対して、取締役4名を派遣する予定です。また、本公開買付け契約において、当社及び公開買付者は、江戸みさ氏を除く本公開買付け契約締結日における対象者の取締役について、やむを得ない理由がある場合を除き、取締役として継続して処遇するよう努めるものとされております。

また、公開買付者、対象者及び江戸みさ氏は、本公開買付け契約において、本公開買付けが成立した場合には、全部取得条項付株式を利用する方法その他適切な方法により対象者を当社の完全子会社化することを確認しております。よって、公開買付者は、本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、以下に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けが成立した後に、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において、議決権を有する場合には、上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てら

れます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。対象者が、公開買付けがその発行済普通株式総数の100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記完全子会社化の方法については、当社、公開買付け者又は対象者の受ける法律上・税務上の影響、関係法令についての当局の見解、本公開買付け後の公開買付け者の株券等所有割合又は公開買付け者以外の対象者株主の対象者の株式の所有状況その他の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付け者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化をすることを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付される金銭の額についても、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定される予定ですが、最終的には本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付け、その後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(3) 上場廃止となる見込みがある旨及び事由

対象者普通株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所マザーズ（以下「東京証券取引所マザーズ」といいます。）に上場されておりますが、公開買付け者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記のとおり、公開買付け者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は上場廃止となります。

上場廃止となった場合は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社アガスタ
② 所 在 地	東京都港区三田二丁目21番6号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木康二

④ 事業内容	中古自動車の輸出 中古車のグローバルオンラインショップ (PicknBuy24.com) 運営
⑤ 資本金	364,250 千円
⑥ 設立年月日	平成9年(1997年)6月
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年12月末時点)	江戸 みさ (48.19%) 稲井田 有司 (4.40%) 鈴木 康二 (2.78%) 田中 郁恵 (1.68%) 熊谷 正寿 (1.63%) 有限会社ブレーン (1.33%) 株式会社東京ウェルズ (1.27%) 佐藤 修 (1.26%) 齋藤 美都子 (1.17%) 野村証券株式会社 (1.16%)
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(2) 公開買付者の概要

① 名称	N I S 1 株式会社
② 所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町 10 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 平田陽一
④ 事業内容	投資事業
⑤ 資本金	10,000,000 円
⑥ 設立年月日	平成21年6月25日
⑦ 大株主及び持株比率	N I S グループ株式会社 (100%)

(3) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)

平成21年7月17日(金曜)から平成21年8月24日(月曜)まで(26営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27

条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成21年8月28日（金曜日）までとなります。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、24,500円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

公開買付者は本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり、公開買付者、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、それらの関連当事者に該当しない株式会社赤坂国際会計による対象者の株式価値の算定結果を参考にいたしました。当該算定に当たっては、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）、市場株価平均法及び修正純資産法による算定方法が検討されました。DCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく算定方法であり、一般的には、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で最も適切な手法の一つであると考えられております。しかしながら、対象者においては、対象者が平成21年5月29日に公表しているとおり、平成20年6月期における対象者の売上高の68.7%を占める主要取引先との取引を停止することになったことなどの影響により、今回の算定時点においては、将来のキャッシュフローの黒字化を前提とした有効な事業計画が存在しないという状況に鑑み、DCF法は採用しておらず、実際の市場価格に基づく市場株価平均法及び譲渡対象となる資産・負債の評価額に基づく修正純資産法を算定方法として採用し、対象者の株式の価値が算定されております。具体的な算定結果については、以下のとおりです。

(A) 市場株価平均法では平成21年6月26日を基準日として算定した結果、以下のとおり、1株当たり9,881円から11,597円の株式価値と算定されております。

算定基準日終値	11,180円
直近重要事実公表後※1（平成21年6月1日から6月26日）	11,597円
直近業績予想修正公表後※2（平成21年5月18日から6月26日）	10,749円
直近1ヶ月平均（平成21年5月27日から6月26日）	11,328円
直近3ヶ月平均（平成21年3月27日から6月26日）	9,914円
直近6ヶ月平均（平成20年12月29日から6月26日）	9,881円

※1 対象者は、平成21年5月29日に、「事業の現状、今後の展開等について」及び「主要取引先であるNAZA GROUP OF COMPANIESとの取引停止に関するお知らせ」を公表しております。

※2 対象者は、平成21年5月15日に、「業績予想の修正に関するお知らせ」、「平成21年6月期第3四半期決算短信」及び平成21年6月期第3四半期決算説明資料を公表しております。

(B) 修正純資産法では、平成21年6月期第3四半期末簿価純資産価値額を基準としつつ、平成21年6月期第4四半期の予想損益等を上記簿価純資産額に対する修正項目として考慮した結果、1株当たり25,339円から27,734円の株式価値と算定されております。

公開買付者は、このような第三者算定機関による算定結果を踏まえて、対象者の取締役会長であり筆頭株主である江戸みさ氏及び対象者と協議し、今後見込まれる当社及び対象者との連携による企業価値の向上などを考慮した上で、平成21年6月30日、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を1株当たり24,500円（以下「本公開買付価格」といいます。）と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、算定の基準日である平成21年6月26日の東京証券取引所マザーズにおける対象者株式の終値11,180円、平成21年6月26日までの直近1ヶ月間終値の単純平均値11,328円及び直近3ヶ月間終値

の単純平均値 9,914 円、さらに直近 6 ヶ月間終値の単純平均値 9,881 円に対してそれぞれ約 119.14%、約 116.28%、約 147.13%、約 147.95%（小数点以下第 3 位を四捨五入）のプレミアムとなっております。

②算定の経緯

当社は、平成 21 年 5 月頃から、当社及び対象者の資本提携の可能性について、対象者及び江戸みさ氏との間で協議・検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、資本提携を通じて当社及び対象者双方が培ってきたノウハウ等を融合させることで、両社相互の事業展開を促進し、新たな付加価値を創造することが、両社にとって最善の選択肢であるとの共通認識を有するに至り、以下の経緯により、本公開買付けにおける買付価格を決定いたしました。

本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり、平成 21 年 6 月に、公開買付者、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、それらの関連当事者に該当しない株式会社赤坂国際会計に対し対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 6 月 26 日付けの株価算定書を取得しました。

株式会社赤坂国際会計では、上記のとおり、市場株価平均法及び修正純資産法により対象者の株式にかかる価値分析を行ないました。

公開買付者は、このような第三者算定機関による算定結果を踏まえて、対象者の取締役会長であり筆頭株主である江戸みさ氏及び対象者と協議し、今後見込まれる当社及び対象者との連携による企業価値の向上などを考慮した上で、平成 21 年 6 月 30 日、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を 1 株当たり 24,500 円（以下「本公開買付価格」といいます。）と決定いたしました。

一方、対象者取締役会は、対象者、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであり、かつ、それらの関連当事者に該当しないフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。加えて、外部の法律専門家の助言を受け、これらの情報を参考にして、本公開買付けに賛同することが対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議いたしました。

対象者取締役会は、フロンティア・マネジメントより株式価値算定書を取得し、当社との間で協議を行い、平成 21 年 6 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける諸条件について当該算定書や外部の法律専門家による助言を参考にしつつ、慎重に検討を重ねました。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けは対象者株主各位に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者が、同日付で江戸みさ氏及び公開買付者らとの間で本公開買付契約を締結すること、並びに本公開買付けが実施された場合、対象者は、本公開買付けに賛同の意見を表明する予定であることを決議いたしました。

また、平成 21 年 7 月 16 日開催の取締役会においても、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けは対象者株主各位に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

なお、平成 21 年 6 月 30 日及び平成 21 年 7 月 16 日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役会長である江戸みさ氏は、公開買付者らとの間で本公開買付契約を締結していることから、公正性の観点より、本公開買付けに係る議案の審議・決議に参加せず、江戸みさ氏を除いた取締役の全会一致により可決しております。

③算定機関との関係

株式会社赤坂国際会計は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当しません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
30,690 株	20,461 株	—

(注) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数として、対象者の発行済株式総数 30,690 株を記載しております。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	30,690 個	(買付け等後における株券等所有割合 100%)
対象者の総株主の議決権の数	30,690 個	

(8) 買付代金 約 751 百万円

上記は、買付予定数 30,690 株に 1 株当たりの買付価格 24,500 円を乗じた金額を記載しております。

(9) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号

② 決済の開始日

平成 21 年 8 月 31 日 (月曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成 21 年 9 月 4 日 (金曜日) となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに応募が行われた時の状態 (応募が行われたときの状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。) に戻します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（20,461 株）に満たないときには、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（20,461 株）以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式分割その他の令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は支店に「公開買付応募申込受付票」（交付されている場合）を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 00 分までに、下記に指定する者の本店又は支店に到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けにかかる公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(11) 公開買付開始公告日

平成 21 年 7 月 17 日（金曜日）

(12) 公開買付代理人

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針につきましては、上記の「1. 買付け等の目的 (2) 本公開買付け後の予定」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる平成 22 年 3 月期の当社業績に与える影響は、軽微であると見込んでおりますが、今後、業績予想の修正の必要又は公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、上記のとおり、当社、対象者及び対象者の筆頭株主であり取締役会長を務める江戸みさ氏との間で本公開買付契約を締結しております。本公開買付契約では、江戸みさ氏が、本公開買付けが開始された場合には速やかに、その保有する全ての保有株式（合計 14,790 株、発行済株式総数の 48.19%（小数点以下第 3 位を四捨五入））につき本公開買付けに応募することが合意されております。もつとも、①その買付価格の総額が本公開買付けにおける買付価格の総額を著しく上回ること、②その買付条件（買付価格を含みますがそれに限られません。）が総合的に判断して本公開買付けの買付条件を著しく上回ること、③その実現可能性が高いと江戸みさ氏が合理的に判断したものであることの全ての条件を満たした対抗公開買付けが開始されたといった場合には、江戸みさ氏は、本公開買付けに応募しない又は本公開買付けに係る契約を解除することがあり、この場合、本公開買付けは買付予定数の下限に達せず、成立しない可能性があります。この点に加え、本公開買付契約では、①本公開買付けが成立した場合、対象者は、平成 21 年 9 月下旬に開催予定の対象者の定時株主総会に対して、当社が別途指名する取締役 4 名を選任するための議案を付議し、かかる議案が可決されるよう合理的な範囲で最大限協力すること、②本公開買付けが成立したにもかかわらず、同定時株主総会において、かかる議案が可決されなかった場合には、対象者は、かかる議案が可決されるまで、かかる議案をその後に開催される株主総会に付議する等、それが可決されるよう合理的な範囲で最大限協力すること、③本公開買付けが成立した場合、江戸みさ氏は、本公開買付けに係る決済完了以前の日を基準日とする対象者の株主総会が開催されたときは、公開買付者又は公開買付者が指名する第三者に対して、当該株主総会における株主としての一切の権利行使を委任し、また、対象者の株主総会において株主としてのその他の権利を行使しないことが定められております。

さらに、本公開買付契約においては、本公開買付けが成立した場合には、全部取得条項付株式を利用する方法その他適切な方法により対象者を当社の完全子会社とする予定であることが確認されております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①主要取引先との取引停止について

対象者は、平成 21 年 5 月 29 日付けで「主要取引先である NAZA GROUP OF COMPANIES との取引停止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者が平成 20 年 6 月期において 4,596,168 千円（対象者の売上高に占める割合：68.7%）を売り上げた主要取引先であった NAZA GROUP OF COMPANIES との取引を平成 21 年 5 月 29 日以降停止することになったとのことです。なお、この内容は対象者が公表した内容に基づくものであるため、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

②株式の時価総額について

対象者は、平成 21 年 3 月 2 日付けで「当社株式の時価総額に関するお知らせ」を、同年 5 月 29 日付けで「事業の現状、今後の展開等について」を公表しております。これらの公表によれば、平成 21 年 11 月 30 日までのいずれかの月において、対象者株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 3 億円以上とならない限り、対象者株式は東京証券取引所マザーズの上場廃止基準に該当することになるとのことでした。しかしながら、対象者は、平成 21 年 7 月 1 日付けで「当社株式の時価総額が 3 億円以上になったことについて」を公表しており、これによれば、平成 21 年 6 月における対象者株式の月間平均時価

総額及び月末時価総額は3億円以上となり、かかる基準に基づいて対象者株式が上場廃止基準に該当することは現段階においてはなくなったとのことです。なお、この内容は対象者が公表した内容に基づくものであるため、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

N I S グループ株式会社
(経 営 管 理 部) 0 3 - 5 6 5 2 - 2 2 7 0